

事業系ごみ搬入事業者の皆様へ

事業系一般廃棄物の適正搬入に 御協力をお願いします

不適正な搬入ごみにより発生したトラブルの実例



炉内に堆積していた鉄分、不燃物

破砕機を閉塞した長尺物（木材）

※産業廃棄物に区分されるごみ は当組合の清掃工場には搬入で きません

※裏面に清掃工場に搬入できないごみの例を示しますので、御参照ください。

【事業系一般廃棄物を排出する事業者の方へ】

産業廃棄物を事業系一般廃棄物として排出すると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反することとなります。

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、法律に定められた者に委託し、契約書の取り交わし、産業廃棄物管理票の交付等適正な手続きを行ってください。

これらに違反すると罰則が科されることとなります。

清掃工場に搬入できないごみ

清掃工場には、次のものは搬入できません。【受入基準に不適合のもの】

- ・有害性のもの、危険性や爆発性があるもの、焼却不可能なもの、法令でリサイクルを義務付けられたもの、産業廃棄物 など
- ・液状・冷凍物等の不完全燃焼を起こすおそれがあるもの、処理過程で施設を損傷させるおそれのあるもの（※一辺の長さが50cmを超えるものは、焼却炉の詰りの原因となるため処理できません。）

下の写真は、清掃工場に搬入された不適正搬入物の主なものです。

産業廃棄物

※事業所から排出される場合、次のものは産業廃棄物に該当します。



びん・缶



スプレー



ペットボトル



金属類



プラスチック製
カップ



布団・毛布等
(化学繊維のもの)



ビニール・プラスチック
製の梱包材・緩衝材



発泡スチロール



プラスチックトレイ



傘



陶磁器類、コンクリート等



タイヤ

その他

※次のものは受入基準に適合しない搬入物の一例です。



処理可能な寸法を
超えた板類



処理可能な寸法を
超えた枝・樹木



ロール状のもの(素
材が紙でも不可)



土(廃棄物ではありません)

高座清掃施設組合・一般廃棄物(ごみ)受入基準

改訂日:平成27年4月1日

高座清掃施設組合

高座清掃施設組合・一般廃棄物(ごみ)受入基準の考え方

○焼却処理施設で受け入れることが出来ない廃棄物

有害性物質を含むもの

危険性があるもの

爆発性があるもの

焼却不可能なもの

不完全燃焼を起こすおそれがあるもの

公害の発生するおそれがあるもの

処理過程で施設を損傷させるおそれのあるもの

法令によりリサイクルを義務付けられたもの

産業廃棄物

○粗大ごみ処理施設で受け入れることが出来ない廃棄物

有害性物質を含むもの

危険性があるもの

爆発性があるもの

破砕不可能なもの

処理過程で施設を損傷させるおそれのあるもの

法令によりリサイクルを義務付けられたもの

産業廃棄物

ごみ区分		高座清掃施設組合・廃棄物受入基準		
		品目	性状及び形状等	
受け入れするもの（焼却施設）	事業系一般廃棄物	可燃ごみ（資源化可能なものを除く）	紙類	ダンボール、新聞、雑誌等、資源化可能なものを除く。厚いダンボール紙等のロール芯を除く。 ※ロール紙については、別途協議
			剪定枝	太さ10cm、長さ50cm以内に切断することとし、ごみ収集袋（90ℓ以内）に入れるか、紐で結ぶこと。結ぶ場合は、束の直径25cm以内とすること。 ※破碎の支障となるガムテープやロープ等で縛らないこと。
			枯葉、雑草	ごみ収集袋（90ℓ以内）に入れること。
			木材類	太さ10cm、長さ50cm以内に切断することとし、ごみ収集袋（90ℓ以内）に入れるか、紐で結ぶこと。結ぶ場合は、束の直径25cm以内とすること。 ※破碎の支障となるガムテープやロープ等で縛らないこと。 釘等は外すこと。
			板材	厚さ6cm、長さ50cm、幅20cm以内に切断すること。結ぶ場合は、破碎の支障となるガムテープやロープ等で縛らないこと。 釘等は外すこと。
			繊維類 (天然繊維のものに限る)	衣服、その他の繊維製品などで、資源化可能なものは除く。 横断幕（バナー）、のぼり等の大きなものは、幅、長さとも2m程度に裁断すること。 ※化学繊維は廃プラスチック類として産業廃棄物に該当
			厨芥類	飲食店、社員食堂等から排出される残飯、厨芥類、商店、事務所から排出される茶殻、残飯等、卸小売業から排出される野菜くず、魚介類等 焼却可能な大きさであること。 できる限り水分・油分を除去し、袋詰にする等、臭気や飛沫が外に流れ出さないようにすること。 冷凍されていないこと。
			その他（市の指示による廃棄物）	理容店・美容院等から排出される毛髪等の事業系一般廃棄物

ごみ区分		高座清掃施設組合・廃棄物受入基準		
		品目	性状及び形状等	
受け入れしないもの	事業系ごみ	産業廃棄物	燃え殻	
			汚泥	
			廃油	
			廃酸	
			廃アルカリ	
			廃プラスチック類	発泡スチロール、発泡トレイ、ビニール類、ペットボトル等を含む。 農業用のビニールシート(マルチ)も該当
			紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの)、出版業(印刷出版を行うもの)、製本業、印刷物加工業に係るもの
			木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)、木材・木製品製造業(家具製造を含む)、パルプ製造業に係るもの、輸入木材卸売業・物品賃貸業に係るもの及び貨物の流通のために使用したパレットに係るもの
			繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)、繊維工業(衣服、その他繊維製品を除く)に係るもの
			動植物性残さ	食品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 (魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ及び厨芥類は、事業系一般廃棄物である)
			動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場において解体等の処理をした獣畜、食鳥に係る固形状の不要物
			ゴムくず	天然ゴムくず
			金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず等
			ガラスくず、コンクリートくず、陶器くず	
			鋳さい	
			がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片等
			動物のふん尿	畜産農業に係るもの (畜舎廃水を含む)
			動物の死体	畜産農業に係るもの
ダスト類(ばいじん)	大気汚染防止法のばい煙発生施設又は産業廃棄物焼却施設からの集じんによるばいじん			
上記廃棄物を処分するために処理したもの	上記廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの			